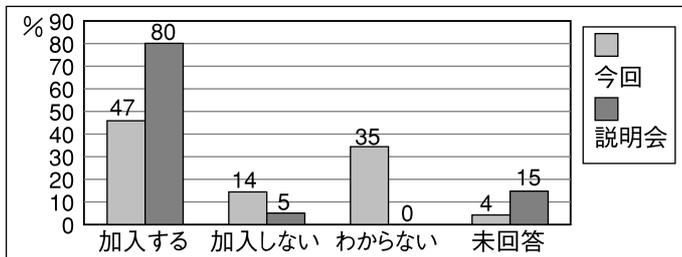


### 問3) 小野町が下水道を整備した場合には、下水道に加入(接続)していただけますか？

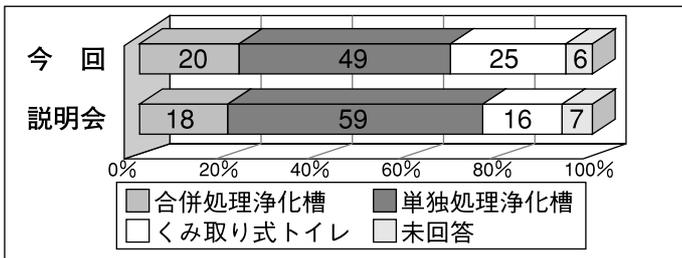
※下水道が使えるようになった場合には、下水道法により下水道への接続、水洗便所への改造義務が定められており、区域内においては全戸加入が基本となっています。  
しかしながら、加入するには個人負担も伴うため、みなさんのご意見をあえて質問しました。



「加入する」と答えた方が説明会時の結果を大幅に下回ることになった一方で、「わからない」と答えた方が大幅に増加することになりました。

また、「加入する」と答えた人は問2の「必要だと思う」と答えた人と比べると、今回、説明会時ともに微減しています。「(下水道が)必要だと思うことと加入することは別のこと」と記入した人もいるように、費用や家庭の事情が大きく影響しているようです。

### 問4) ご家庭の汚水処理はどの方式ですか？



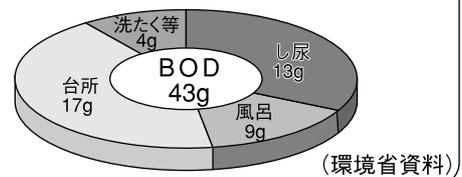
「単独処理浄化槽」、「くみ取り式トイレ」と答えた方が今回・説明会時ともに70%を越え、生活雑排水のほとんどを未処理のまま側溝や川に流しているものと考えられ、これらが水質汚濁の原因となっています。



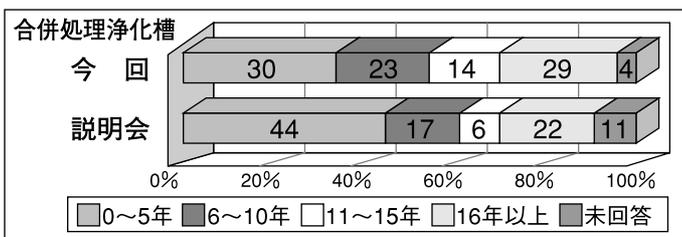
※川を汚している原因で一番大きなものが生活雑排水(台所、風呂、洗たくのときに出す水)とされています。

**BOD (生物学的酸素要求量)**  
水の汚れ具合を調べる時の1つのものさしです。  
この数値が大きいほど、水が汚れているということになります。

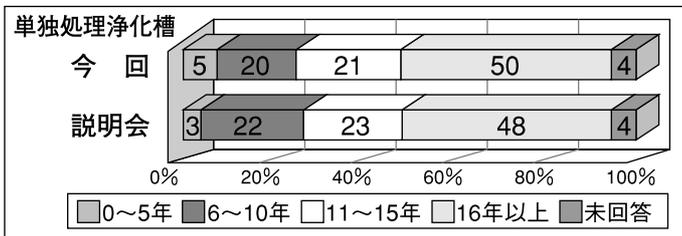
### 1日にひとりが出す汚れた水の内訳 (汚水処理前のBOD量)



### 問5) (問4に対し)設置してから何年が経過していますか？



合併処理浄化槽については、設置してから5年以上と答えた方が今回の調査では30%、説明会の際には44%おられました。これらの浄化槽については、本体の耐用年数はもちろん、機械設備の耐用年数にもまだ余裕がある状況です。一方、設置してから11年を越えていると答えた方は今回では43%、説明会時には28%です。浄化槽の機械設備の耐用年数は7~10年程度ですので、これに該当する浄化槽については、プロフ(送風機)等の交換が必要になると考えられます。



また、単独処理浄化槽については、設置してから11年を超えていると答えた方が今回と説明会とも71%と高い割合です。これに該当する浄化槽は、機械設備の交換が必要になると考えられます。

浄化槽を更新する場合、現在は単独処理浄化槽を新しく設置することは禁止されているので、単独処理浄化槽以外の処理方法(合併処理浄化槽、下水道等)にしなければなりません。

※ 現在は、浄化槽法により単独処理浄化槽の新設が禁止されています。

(浄化槽法の一部を改正する法律：平成13年4月1日施行)

「既設単独処理浄化槽を使用する者は、原則として、合併処理浄化槽への設置替え又は構造変更にも努めなければならない」と定められています。

### 合併処理浄化槽の耐用年数って？

環境省によると、浄化槽の耐用年数は躯体部分(本体部分)については30年、各種機械設備については製品によりばらつきがありますが7~10年となっています。

